

大川市経営革新計画取得推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福岡県の経営革新計画の取得推進と経営革新計画の着実な事業推進を支援することを目的として、市内事業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第8条に想定する経営革新計画に基づき行う新たな取組みに対して、大川市経営革新計画取得推進補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、大川市補助金等交付規則（昭和56年大川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象事業主は、次の各号のいずれにも該当する事業主とする。

- (1) 市内に所在する事業所の事業主であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに福岡県から経営革新計画の承認を受けた事業主。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに福岡県から承認を受けた事業計画であり、過去に補助金を受給していないこと。
- (2) 経営革新計画の「新事業活動」にあたるものであり、且つ認定を受けた計画に基づく事業であること。承認を受けた経営革新計画の内容と異なる事業は対象外とする。

(補助対象経費)

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が実施する事業に要する経費のうち、次の各号のいずれにも該当する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象から除外する。

- (1) 第2条第3号で承認を受けた計画に基づく事業で令和3年度に実施する事業
- (2) 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- (3) 証拠資料等によって金額が確定できる経費
- (4) 謝金、旅費、会場借料、広報費、材料・消耗品費、機器賃貸料、機器購入費、委託費、その他経営革新計画の実施に係る経費

(交付限度額)

第5条 補助金の交付額は、20万円を限度額とし、補助対象経費に補助率2分の1を乗

じた額（千円未満切捨て）で、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第6条 補助金の申請を行う対象事業主（以下、「申請事業主」という。）は、規則第3条により申請するものとし、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）法承認経営革新計画の承認通知書の写し
- （2）法承認経営革新計画の事業計画書の写し
- （3）補助対象事業の事業計画及び収支計画書
- （4）前各号の他、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、提出された交付申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

- 2 市長は、受理した交付申請書について、本要綱に基づき審査し、適正であると認められるときは補助金の交付を決定するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付決定を行ったときは、交付決定額を申請事業主が指定した金融機関の口座に速やかに振り込むものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第15条により、当該対象事業主に対して交付決定した補助金の全部または一部について交付決定を取り消し、規則第16条により、返還させる旨の通知を行うものとする。

- （1）偽りその他不正の行為によって交付を受けた場合
- （2）交付すべき額を越えて交付を受けた場合

（実績報告）

第9条 補助事業者は、事業が完了したときは、事業の成果を記載した規則第12条により、市長に提出しなければならない

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別途市長が定める。

付則

（施行期日）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。